皇室事項

御祝電

天皇陛下は、1月四日ミャンマー国の独立記念日につき、同月1日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。

新年祝賀の儀

1月1日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、平成26年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

平成26年1月8日

人事院事務総長　尾西　雅博

記

1　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社並びに法第2条第2項第4号の規定に基づき人事院規則で定める法人及び同項第5号の規定に基づき人事院が指定する法人

2　応募手続

(1)　交流派遣（国から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する国の職員の年齢及び必要な経験等

②　当該民間企業における地位及び業務内容

③　希望する労働契約の期間

④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2)　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　国における希望職務内容

③　希望する任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　参考

国と民間企業との間の人事交流制度及び交流を希望する国の機関とその職務内容については、人事院のインターネットホームページ（http://www.jinji.go.jp/kouryu/index.html）を参照のこと。

4　応募に関する問合せ先及び書類提出先

人事院事務総局人材局企画課人事交流班

〒100―8913　東京都千代田区霞が関1―2―3

電話番号：（03）3581―7722

e-mail：kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月八日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　新日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年一月三十日　午後二時から

三　場所　北本市商工会館　大ホール（埼玉県北本市宮内七丁目百四十八番地）

四　事案の要旨

1　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び新日本瓦斯株式会社（埼玉県北本市古市場一丁目五番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「新日本瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月十五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べるこことのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「新日本瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年一月十五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

新日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格A4とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月八日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　上田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年一月三十日　午後二時から

三　場所　上田市勤労者福祉センター　第一会議室（長野県上田市中央四丁目九番一号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び上田ガス株式会社（長野県上田市天神四丁目二十九番三号）において閲覧に供する。